

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------|---|--|
| 1 | 0 全般 | 申請書類は電子データまたは郵送、いずれかの方法で提出すればよいのか。また、電子データの送付はPDFで良いのか。 | 電子データ及び郵送両方の提出が必要です。 また、申請様式は全て エクセルデータ での提出をお願いいたします。 |
| 2 | 0 全般 | 本補助金の各事業は、国立や独立行政法人等も補助対象となるのか。 | 公立病院、民間病院の区分けはありません。すべて補助対象となります。 |
| 3 | 0 全般 | 実施要綱第3（1）から（10）のすべての事業について、概算払を請求することが可能か。 | 実施要綱第3（1）～（3）の事業については、精算払のみの対応になります。他の（4）～（10）の事業については、概算払を可能としております。 |
| 4 | 0 全般 | 補助金の申請書の「所在地」、「代表者職氏名」は法人の所在地・代表者職氏名か、病院の所在地・代表者職氏名か。 | 法人の所在地・代表者職氏名になります。もし代表者名で申請書を複数枚作成することが困難な場合は、法人の代表者名で当該補助金に関する一切の手続きを病院長に委任する委任状を作成する等、検討ください。 |
| 5 | 0 全般 | 誓約書（第1号様式別紙3）及び役員等名簿（第1号様式別紙4）は「初回及び役員変更時のみの提出」とあるが事業ごとに提出が必要なのか。それとも全事業で1度提出すればよいのか。 | 全事業で1度の提出としてください。また、役員の変更がない場合は提出不要です。 なお、令和3年度に本補助金を申請した場合でも、今年度（令和4年度）交付申請を行う場合は、新たに提出が必要です。 |
| 6 | 0 全般 | 収入支出予算書（抄本）、収入支出決算（見込）書（抄本）において、支出は何を書けばよいのか。 収入差は「0」にならなければならないのか。 | 予定される支出に係る項目とその額を記載ください。 収入と支出の合計が同額となるよう記入し、支出については、補助金の用途を記入してください。例：人件費、設備整備費 |
| 7 | 0 全般 | 「申請及び請求に係る責任者」の項目は一般的には誰を記載したら良いのか。下段の「担当者所属・氏名」に記載する者でも良いか。 | 「申請及び請求に係る責任者」については、補助金を申請・請求するうえで所属の意思であることを確認するためにご記載いただくものですので、当該趣旨に合致する方の氏名をご記載願います。 例：補助金申請等に係る部署の統括担当者や上席職員 等 当該趣旨に当てはまるならば、担当者と同一人物でも構いません。 |
| 8 | 0 全般 | 本要綱の10事業について、別の補助事業と重複して申請することは可能か。 | 別の補助事業となりますのでそれぞれ申請いただくことは可能です。 ただし、同一の補助内容（設備等）について申請することはできません。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|--|--|
| 9 | 0 全般 | クラスターが発生した医療機関に対し何か補助はあるか。 | <p>下記事業について対象となる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 入院患者受入体制整備事業 ・ 4 病床確保支援事業 ・ 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 ・ 6 医療機関設備整備補助事業（個人防護具のみ） ・ 7 入院医療機関消毒補助事業 <p>クラスターが発生した際には、可能な限り速やかに感染症病床交付金班までお知らせください。</p> |
| 10 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 入院患者が転院した場合、転院先にも入院患者1人当たり50万円（令和4年7月は30万円）が支給されるのか。どのような場合、支給対象外となるか。 | 転院先も支給対象としていますが、転院に当たり、妥当性や合理性を欠く場合は、対象となりません。 |
| 11 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 入院患者が退院した後、同一人物が再度陽性となり入院することとなった場合、新たに50万円（令和4年7月は30万円）が支給されるのか。 | 支給されます。 |
| 12 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 令和4年3月31日以前に患者の入院受入を行った場合についても、令和4年4月1日以降に入院していた実績があれば、支給対象になるか。 | 受け入れた日が基準となりますので、支給対象とはなりません。 |
| 13 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 患者の受入期間に制限はあるか（何日以上入院した場合等）。 | <p>特に受入期間に制限はありません。</p> <p>ただし、令和4年6月1日より中和抗体薬等の投与に伴う健康観察を主な目的とした日帰り又は1泊2日の入院については補助対象外となります。</p> |
| 14 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 新型コロナウイルス感染症疑いのある患者を入院させた場合、支給対象となるか。 | 検査の結果、陽性判明した後も県や保健所設置市の要請により引き続き入院させた場合対象となりますが、陰性の場合には対象とはなりません。 |
| 15 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 協力金の使途に制限はあるのか。また、使途の報告は必要あるのか。 | <p>協力金の使途について、特に制限はありませんが、一般患者と新型コロナウイルス感染症患者との収入差額の補填のほか、危険手当等の支給などを想定しております。</p> <p>また、報告の必要はありません。</p> |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|---|---|
| 16 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 協力を請求する際に、請求の根拠となる書類等はどうのようなものを提出するのか。 | 受入患者に係るレセプトの写しまたはこれに代わる書類（患者氏名・傷病名・入院年月日が分かるもの）をお願いいたします。レセプトの写しの場合、氏名・傷病名・入院年月日が分かるページのみご提出をお願いいたします。 |
| 17 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 既に入院している患者が院内感染等によってコロナ陽性となり引き続き受け入れた場合、入院日はいつになるか。 | コロナ陽性が判明した日になります。その場合の受入患者に係るレセプトの写しまたはこれに代わる書類では、患者氏名・傷病名に加え、 コロナ陽性が判明した日が分かるようにして （レセプトの写しにコロナ陽性判明日を記入する、発生届の写しを添付する等）ご提出ください。 |
| 18 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 他院に転院後に陽性が判明した場合等、陽性判明前の期間のみ患者を入院させていた場合、協力金の支給対象となるか。 | 陽性患者として入院受入れを行った医療機関が協力金の支給対象となるため、陽性判明前に転院させていた場合には支給対象となりません。なお、陽性判明後も県や保健所設置市の要請により引き続き入院させていた場合には支給対象となります。 |
| 19 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 令和4年7月31日にコロナ疑い患者として入院した患者が、令和4年8月1日に陽性判明した場合、入院したのは7月中であるから、協力金の支給対象となるか。 | No17のとおり、既に入院している患者がコロナ陽性となった場合、入院日はコロナ陽性が判明した日となるため補助対象となりません。 |
| 20 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 下り搬送によるコロナ患者を受け入れた場合、協力金の支給対象となるか。 | 入院勧告が出ている間にコロナ患者が転院した場合は支給対象となりますが、コロナ治癒後も入院管理が必要な場合等により転院した場合は支給対象となりません。 |
| 21 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 検疫法に基づく検査の結果陽性となった患者を受け入れた場合は、支給対象となるか。 | 支給対象とはなりません。 |
| 22 | 1 入院患者受入協力金支給事業 | 陽性患者のうち、ホテル宿泊療養が可能かどうかの検査入院をしている患者については、支給対象となるか。 | 支給対象とはなりません。 |
| 23 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（1）輪番体制構築医療機関について】 通常の二次救急は本事業の支給対象となるのか。また、市町村独自に夜間・休日に係る二次救急として夜間輪番体制を構築しているが本事業の支給対象となるのか。 | ホテル等で療養する陽性患者の容態が悪化した際に受入を行うよう、県の依頼を受け協定書を締結している医療機関が対象となります。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|--|---|
| 24 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（1）輪番体制構築医療機関 （2）患者受入体制確保医療機関 について】 （1）輪番体制構築医療機関が当番日以外、（2）患者受入体制確保医療機関が受入可能報告時間以外の夜間・休日に患者を受け入れた場合、2人目から（3）入院患者受入医療機関として1人受け入れにつき10万円の対象となるのか。 | 当番日・受入可能報告時間以外は（3）入院患者受入医療機関として1人目から1人受け入れにつき10万円支給となります。 |
| 25 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（2）患者受入体制確保医療機関について】 千葉県へD24HやG-MIS等により日次報告として受入可能状況を報告している。この報告が「あらかじめ受入可能日を県に報告」に該当するとして、支給対象となるのか。 | （2）患者受入体制確保医療機関となるのは、あらかじめ健康福祉政策課の調査に対し受入可能日を報告していた医療機関です。そのため、日次報告によって受入可能状況を報告しているだけでは支給対象となりません。 |
| 26 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（2）患者受入体制確保医療機関について】 24時間コロナ患者の受け入れが可能と報告していた場合、支給金額は10万円でしょうか。 | 日中と夜間それぞれ10万円/回となりますので20万円となります。 |
| 27 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（2）患者受入体制確保医療機関について】 コロナ患者の受入可能時間に制限はあるか。（何時間以上受け入れ可能の場合等） | 日中は4時間以上、夜間は18時～翌8時の時間帯で受け入れ可能であることが支給の要件となります。 |
| 28 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（2）患者受入体制確保医療機関について】 健康福祉政策課の調査に対し、受け入れ可能であると報告していたが、急遽コロナ患者の受け入れができなくなってしまった。その場合でも支給の対象となるか。 | コロナ患者の受入体制を確保していたことに対する協力金となりますため、当日受け入れの体制が確保できていない場合は支給対象とはなりません。該当する日については申請から除いていただくようお願いいたします。 |
| 29 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入医療機関について】 夜間・休日に患者の受け入れを実施した場合は、「1 入院患者受入協力金支給事業」と重複して支給対象となるのか。 | 入院患者受入協力金支給事業と重複して支給対象となります。 |
| 30 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入医療機関について】 8月以降に、夜間・休日に患者の受け入れを実施した場合は、「1 入院患者受入協力金支給事業」は対象とならないが、本事業は支給対象となるのか。 | 支給対象となります。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------|---|--|
| 31 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入医療機関について】 支給対象となる夜間・休日の判断基準となる時間は、県や保健所からの受入要請があった時間か、実際に患者を受け入れた時間か。 | 基準となるのは、患者を受け入れた時間となります。 なお、疑いの状態で受入れ後、陽性が判明した場合は、陽性が判明し、コロナ患者として継続して受入れを開始した時間が基準となります。 |
| 32 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入協力医療機関について】 入院患者が転院した場合、夜間・休日の転院であれば転院先で入院患者1人当たり10万円が支給されるのか。どのような場合、支給対象外となるか。 | 支給対象としていますが、転院に当たり、妥当性や合理性を欠く場合は、対象外としています。 |
| 33 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入医療機関について】 他院に転院後に陽性が判明した場合等、陽性判明前の期間のみ患者を入院させていた場合、協力金の支給対象となるか。 | 陽性患者として夜間・休日に入院受入れを行った医療機関が協力金の支給対象となるため、陽性判明前に転院させていた場合には支給対象となりません。 |
| 34 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入医療機関について】 令和4年3月31日以前に患者の入院受入を行った場合についても、令和4年4月1日以降に入院していた実績があれば、（3）入院患者受入医療機関として支給対象になるか。 | 受け入れた日が基準となりますので、支給対象とはなりません。 |
| 35 | 2 夜間・休日患者受入体制整備事業 | 【（3）入院患者受入医療機関について】 検疫法に基づく検査の結果陽性となった患者を受け入れた場合は、支給対象となるか。 | 支給対象とはなりません。 |
| 36 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 濃厚接触者、疑い患者及び療養解除後の患者の外来診療・往診及び訪問看護は協力金の支給対象になるか。 | 陽性確定患者が自宅や施設で療養中に症状が悪化するなど、保健所等が診療を必要と判断した場合に保健所が依頼した診療及び保健所が診療を依頼した医師の指示により行った病状悪化による訪問看護が対象のため、いずれの場合も対象とはなりません。 |
| 37 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 陽性判明前に外来診療・往診及び訪問看護をしたが対象となるか。 | 陽性確定患者が自宅や施設で療養中に症状が悪化するなど、保健所等が診療を必要と判断した場合に保健所が依頼した診療及び保健所が診療を依頼した医師の指示により行った病状悪化による訪問看護が対象のため、陽性判明前は対象とはなりません。 |
| 38 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 支給対象となる夜間・休日の判断基準となる時間は、県や保健所等からの依頼があった時間か、実際に診療を開始した（受入した）時間か。 | 依頼時間ではなく、患者の診療を開始した（受入した）日時で判断します。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|
| 39 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 外来調整後、そのまま外来を受診した医療機関で入院となることも想定されるが、この場合も当該協力金が支給されるか。 | 「1 入院患者受入協力金支給事業」の支給対象となる場合は、本事業では対象とはなりません。 |
| 40 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 「往診1件あたり」とありますが、1往診あたりか、1患者あたりか。 | 「1往診あたり」の支給となります。 そのため、同一建物での往診で2人以上診た場合も1件となります。 |
| 41 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 患者1人に対し、1日に2回往診を行った場合、往診2件と考えてよいか。 | 2件と考えて構いませんが、2回目の往診を行う場合は新たに保健所が依頼する必要があります。 そのため、健康観察や機器の回収など治療を行わない往診や保健所から2回目の依頼がない往診は補助対象とはなりません。 |
| 42 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 土・日曜日、祝日が通常診療の場合でも、夜間・休日の単価（10万円）の対象になるのか。 | 土・日曜日、祝日が通常診療であるかは関係なく、休日の単価が適用されます。 |
| 43 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 事前に登録等手上げが必要となりますか。 | 保健所から医療機関に依頼を差上げたケースについて補助を行うため、登録制ではありません。 保健所から依頼を受けてコロナ患者の外来診療・往診が可能である旨を事前に保健所に御連絡いただければ、依頼の候補となる可能性はありますが、依頼にあたっては、患者の居住地等を考慮するため、必ずしも依頼を差上げるとは限りません。 |
| 44 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 コロナ患者の外来・往診を行おうと考えているがどこに申し出ればよいか。 | 保健所から依頼を受けてコロナ患者の外来診療・往診が可能である旨を事前に保健所に御連絡いただければ、依頼の候補となる可能性はあります。ただし、依頼にあたっては、患者の居住地等を考慮するため、必ずしも依頼を差上げるとは限りません。 |
| 45 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《医療機関》 陽性確定患者の自宅療養者が直接、医療機関に連絡をして診療を受けた場合、支給対象となるか。 | 原則は事前に保健所から依頼があった場合対象となります。 ただし、夜間や急を要する場合に外来診療・往診を行った医師は、依頼書の発行を事後申請できます。 なお、上記に該当する場合でも、健康観察などは対象外となります。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|---|--|
| 46 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《訪問看護ステーション》 支給対象となる夜間・休日の判断基準となる時間は、訪問看護を開始した時間か、終了した時間か。 | 訪問看護を開始した時間です。 |
| 47 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《訪問看護ステーション》 「訪問看護1件あたり」とありますが、1患者1件か。 | 1訪問1件となります。 そのため、同一建物での訪問看護で2人以上看護した場合も1件となります。 |
| 48 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《訪問看護ステーション》 もともと訪問看護を行っていた患者がコロナ陽性となり、引き続き医師の指示で訪問看護を行っていた。この場合、療養期間内の訪問看護であれば協力金支給の対象となるか。 | 自宅療養をしている患者が悪化等に伴い、県又は保健所設置市から往診または外来診療の依頼のあった（「別添5 外来診療・往診依頼書」が送付されている）医師による指示で訪問看護を行った場合、対象となります。 |
| 49 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 《訪問看護ステーション》 食事介助やおむつ交換のために訪問看護を行ったが、協力金支給の対象となるか。 | 対象となりません。 自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の病状が悪化した場合の訪問看護が対象となります。 そのため、状態悪化に伴わない訪問看護は、保健所等から依頼を受けた医師の指示による自宅療養者への訪問看護であっても原則協力金の対象外となります。 |
| 50 | 3 自宅療養者等診療体制強化事業 | 問い合わせ先について | (制度について) 千葉県健康福祉部健康福祉政策課地域構想推進室 Mail: chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp (協力金の請求について) 千葉県健康福祉部疾病対策課感染症病床交付金班 Mail: sippei6@mz.pref.chiba.lg.jp |
| 51 | 4 病床確保支援事業 | 即応病床の定義は何か。 | 即応病床とは、現時点においてコロナ患者を受け入れられる病床数（県からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床数）です。 ※その日に患者を受け入れられる病床数ではありません。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------|---|--|
| 52 | 4 病床確保支援事業 | <p>「準備病床」※は病床確保の補助の対象となりますか。 ※準備病床： あらかじめ設定したフェーズの移行に伴って、即応病床に切り替わる病床。県の要請があれば、一定の準備期間（1週間程度）内に新型コロナウイルス感染症患者を受入れる即応病床とすることについて医療機関と調整している病床</p> | <p>「準備病床」が次のフェーズへの移行に向けて、県の要請により「即応病床」への転換を始めた場合、その準備のための空床に係る期間については、病床確保の補助の対象となります。</p> |
| 53 | 4 病床確保支援事業 | <p>新型コロナウイルス感染症疑い患者用の病床確保は対象となるか。</p> | <p>県より協力医療機関として指定を受けた医療機関であって、疑い患者受入用病床として確保依頼を受けた病床及びそれに伴う休床のみが補助対象となります。</p> |
| 54 | 4 病床確保支援事業 | <p>休床として補助の対象となる病床は、多床室で患者を受け入れるため、当該患者が使用しない病床を空床にした場合に限られるのか。</p> | <p>感染拡大防止のためのゾーニングの結果、同じフロア内の病室を一室そのまま利用休止とした場合や、コロナ患者の対応のため、職員配置の関係から別の病棟の病室を利用休止とした場合等も対象となります。</p> |
| 55 | 4 病床確保支援事業 | <p>入院日、退院日の算定はどうか。</p> | <p>入院日及び退院日は、在院扱いとなります。</p> |
| 56 | 4 病床確保支援事業 | <p>確保病床へ疑い患者及び一般患者を入院させた場合、陽性患者と同様としてカウントするのか。もしくは、入院扱いとはならないのか。</p> | <p>陽性患者を受け入れた場合と同様に、入院扱いとなり、病床確保料の補助対象とはなりません。</p> |
| 57 | 4 病床確保支援事業 | <p>患者容体の軽快等によって病院内で転床（ICU病床から一般病床など）した場合、転床前後の各病床は空床補助の対象となるか。</p> | <p>転床後の病床は空床補助の対象とはなりません、転床前の病床については、当日の受入可能病床であれば空床補助の対象となります。</p> |
| 58 | 4 病床確保支援事業 | <p>「※ 補助の対象となる病床には、補助金が支給される間、新型コロナウイルス感染症患者等以外の患者を受入れてはならないものとする。」とは、確保依頼がされている期間、全く一般患者を受け入れてはならないということか。受け入れた場合、補助金の取扱いはどうすればよいか。</p> | <p>病床に一般患者を受け入れることを禁止するものではなく、診療報酬と病床確保料を二重に受け取ることをしないよう明示したものです。No55と同様、患者が入院した病床は病床確保料の補助対象とはなりません。ただし、確保病床に入院させる場合は、コロナ患者受入要請があつてすぐに患者を受け入れできる体制を担保しておいてください。</p> |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------|--|---|
| 59 | 4 病床確保支援事業 | 確保病床として県に報告していたが、当日県や保健所の受入依頼を断った場合、当該日の病床は空床補助の対象となるか。 | 事業の補助条件に合致しないため、病院の設備では対処が困難な基礎疾患を持つ患者の受入依頼であったためなど、特段の事情がない限り、補助の対象とはなりません。その日の空床については、実績報告書等の病床数から除いていただくようお願いいたします。 |
| 60 | 4 病床確保支援事業 | 患者の退院後、消毒等のため空床とした期間については補助の対象になるか。 | 補助の対象になります。 |
| 61 | 4 病床確保支援事業 | 感染症指定医療機関の感染症病床を確保病床とした場合、空床となっている期間については補助の対象となるか。 | 補助の対象になります。なお、当事業による病床確保料の補助を受けている期間については、医療施設等運営費補助金の対象とはなりません。 |
| 62 | 4 病床確保支援事業 | 「D24H」の「受入可能数」の入力について、当日の受入可能数もしくは即応病床のうち空床となっている数、どちらを入力すればよいか。 | 「当日の受入可能数」を入力してください。 |
| 63 | 4 病床確保支援事業 | 実施要綱の4 病床確保支援事業の「4 対象経費」(1) 患者等受入れのために確保した病床のうち空床となっている病床について、即応病床のうち、当日の受入可能数を「G-MIS」「D24H」で報告しているが、即応病床の空床数と受入可能数に差異が発生する場合、どちらの空床数が補助対象となるのか。 例として、即応病床が10床、空床数5床(入院患者数5名)、当日受入可能数が3床の場合、5床が補助対象となるのか。 | 即応病床の空床数(即応病床数－入院患者数)が補助対象となります。 例示の場合、即応病床のうち、空床となっている5床が空床補助の対象となります。 |
| 64 | 4 病床確保支援事業 | 即応病床数以上に患者を受け入れた際に発生した休床は補助の対象となるか。 | 補助の対象とはなりません。 |
| 65 | 4 病床確保支援事業 | 保健所設置市から病床確保に係る補助金の交付を受けている場合についても、本補助金の交付対象になるか。 | 交付対象になります。 なお、保健所設置市(千葉市、船橋市、柏市)に所在する医療機関につきましては、確保病床のうち、保健所設置市の補助金の交付を受けている又は受ける見込みのある病床に係る県補助金は保健所設置市を通じ、保健所設置市の補助金と併せて交付されることになるため、申請の際は御注意願います。ただし、保健所設置市に所在する医療機関においても、保健所設置市の補助金の交付を受けていない、受ける予定のない病床については、通常通り県に申請ください。 |
| 66 | 4 病床確保支援事業 | 保健所設置市以外の市町村から病床確保に係る補助金の交付を受けている場合についても、本補助金の交付対象になるか。 | 交付対象になります。 通常通り県に申請していただいで差し支えありません。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------|---|--|
| 67 | 4 病床確保支援事業 | 重点医療機関である特定機能病院等の要件に「人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある」とあるが、ネーザルハイフローによる治療を行う患者が延べ10人以上の月があれば、要件を満たすか。 | ネーザルハイフローでの治療は要件を満たしません。 |
| 68 | 4 病床確保支援事業 | 令和2年度において、特定機能病院と同程度に重症患者を受け入れているとして、重点医療機関である特定機能病院等としての扱いを受けており、令和4年度も引き続き重点医療機関の指定がされている場合、重点医療機関である特定機能病院等の補助単価でよいのか。 | 令和2年4月以降に特定機能病院等の要件を満たしている場合、令和4年度においても重点医療機関である特定機能病院等の補助単価となります。 |
| 69 | 4 病床確保支援事業 | 令和3年度、休止時点では一般病床であった病床が、令和4年度になる前にHCUとなった場合、令和4年度においても引き続き一般病床の単価が適用されるのか。 (例：令和4年1月 病床休止 (適用単価：一般単価) 令和4年2月 病棟全体がHCUとなる (適用単価：一般単価) 令和4年4月以降 (適用単価：一般単価?)) | 休止する前の診療報酬区分に準じた病床確保料を適用するため、一般病床の単価となります。 |
| 70 | 4 病床確保支援事業 | 即応病床使用率(前3ヶ月間)については、どのように算出するのか。また、県の平均値はどのように調べればよいか。 | <p>下記計算により、即応病床使用率(前3ヶ月間)の平均値を算出してください。</p> $\text{即応病床使用率} = \frac{\text{延べ新型コロナ患者数}}{(\text{延べ即応病床数}) - (\text{一般患者を入院させている病床数})}$ <p>県の平均値については、申請時にお示しする予定です。 なお、協力医療機関については適時、即応病床使用率の調査を実施する予定ですので、必ず期限内にご回答をお願いします。 また、事前のご準備をお願いします。</p> |
| 71 | 4 病床確保支援事業 | 「病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと県が判断した場合」とは、他にどのような場合を想定しているのか。 | 特定の疾病(例：精神疾患、人工透析、小児などの患者)に特化した病床であったため、受入対象となる患者が少ない(いない)場合や、感染状況が県内の地域によって大きく差が生じることにより、都道府県からの入院受入要請が少ない(ない)場合等を想定しています。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------|---|--|
| 72 | 4 病床確保支援事業 | 即応病床利用率（前3ヶ月間）の算出において、コロナ患者受入病床と疑い患者病床分は分けて算出するのか。 | それぞれ分けて即応病床利用率の平均値を算出します。 |
| 73 | 4 病床確保支援事業 | 新たに病床を確保する医療機関は、前3ヶ月の実績がないが、どのように算定するのか。 | 最初の1ヶ月間は従来の病床確保料を適用し、次の1ヶ月間は当該医療機関の前1ヶ月の平均値と県の3ヶ月間の平均値を比較して判断してください。 |
| 74 | 4 病床確保支援事業 | 即応病床1床に対して休止病床2床（ICU・HCUの場合は4床）とする上限について、どのように判断するのか。 | 即応病床にした病床の機能に応じて判断します。 具体的には以下のとおりです。 ①ICU又はHCU1床確保 休止病床の上限数は 休止する病床の機能に関わらず 4床 ②一般病床1床確保 休止病床の上限数は 休止する病床の機能に関わらず 2床 |
| 75 | 4 病床確保支援事業 | No74の回答について、休止病床の単価はどのように考えればよいか。 | 従前からと同様、休止する前の病床区分の単価が適用されます。 よって、即応病床がHCUの場合であっても、実際に休止した病床が一般病床であれば、休止病床分の病床確保料は、一般病床の区分による単価となります。 |
| 76 | 4 病床確保支援事業 | 即応病床1床に対して休止病床2床（ICU・HCUの場合は4床）とする上限について、特別な事情がある場合であっても、上限を超えた数の休止病床については補助の対象とならないのか。 | 例外なく、上限を超えた数の休止病床については補助の対象となりません。 |
| 77 | 4 病床確保支援事業 | 「ウ 協力医療機関（疑い病床以外）・その他医療機関」の場合、即応病床として「重症患者又は中等症患者用病床を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な病床」を確保した場合の休止病床の上限数は、ICU・HCUの上限（4床）または一般病床の上限（2床）のいずれを適用すればよいか。 | 休止病床の上限については、重点医療機関、協力医療機関、その他医療機関の別を問わず適用されます。 よって、HCUを「重症患者又は中等症患者用病床を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な病床」として確保している場合はICU・HCUの上限である4床、一般病床を「重症患者又は中等症患者用病床を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な病床」として確保している場合は一般病床の上限である2床が適用されます。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------|---|---|
| 78 | 4 病床確保支援事業 | 同一医療機関で重点医療機関と協力医療機関に指定されている場合、休止病床の上限については重点医療機関分と協力医療機関分を合算するのか、もしくはそれぞれ別に判断するのか。 | 病院全体で合算して考えます。 例：重点医療機関分 即応病床 一般病床1床、 協力医療機関分 即応病床 一般病床1床の場合 病院全体で休止病床の上限は2 + 2 = 4床 |
| 79 | 4 病床確保支援事業 | 休止病床の上限は日々適用されるのか、もしくは延べ数ベースで適用されるのか。 例：一般病床1床確保に対し休止病床が3床ある医療機関で 1日目 休止病床を2床使用、1床休床 2日目 休止病床を0床使用、3床休床 の場合 日々適用して2日間で3床(1日目 1床、2日目 2床)が補助対象なのか、延べ数ベースで適用して2日間で4床(2日間の即応病床数2床に対する休止病床の上限 4床)が補助対象なのか。 | 休止病床の上限については、実際に確保している即応病床数に応じて算定するため、日々の即応病床数に適用します。 例示の場合、2日間で3床が補助の対象となります。 |
| 80 | 4 病床確保支援事業 | 「病床確保料の一部については、患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること」とあるが、具体的にどのようなものが想定されるか。 | 給与のベースアップ、特別手当の支給等を想定しています。 |
| 81 | 4 病床確保支援事業 | すでに病床確保料の一部を用いて処遇改善を行っている場合、交付要件は満たしていると考えられるか。 また、病床確保料以外の補助金等を用いて処遇改善を行っている場合はどうか。 | 従来から病床確保料の一部を活用して処遇改善を行っている場合は、その改善の取組を継続していれば交付要件を満たすものと考えられます。 また、病床確保料以外の補助金等を活用して処遇改善を行っている場合は、病床確保料の一部を活用し、その改善の取組を継続すれば交付要件を満たすものと考えられます。 |
| 82 | 4 病床確保支援事業 | 令和3年度補正予算において創設された看護職員等処遇改善補助金を用いた処遇改善を、病床確保料の処遇改善とみなしてよいか。 | 本事業の交付要件として、その一部を活用して処遇改善を図ることとしているため、看護職員等処遇改善補助金により処遇改善を図っても本事業の交付要件を満たしたことはありません。 ※参考：看護職員等処遇改善事業（厚生労働省ホームページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00005.html |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|--|--|
| 83 | 4 病床確保支援事業 | 特殊手当を支給し、処遇改善を行う場合に、患者がいない等の理由により、当該月に特殊手当を支給できなかった場合、処遇改善の要件を満たさないことになるか。 | 月ごとに算定される病床確保料の一部を、当該月を含むいずれかの月に処遇改善を行えば、要件を満たすものと考えます。 例：4月の病床確保料を用いて6月の特殊手当を支給 |
| 84 | 4 病床確保支援事業 | 新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図ることを処遇改善とみなすことはできるか。 | 病床確保料の一部を活用して、新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図りつつ、現職員の賃金を維持すれば処遇改善とみなせるものと考えます。 |
| 85 | 4 病床確保支援事業 | 病床確保料の一部を職員のための備品等の購入にあてた場合、処遇改善とみなすことはできるか。 | 備品等の購入や設備整備については、処遇改善に含まれません。 |
| 86 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | 平時から、夜勤者等の宿泊用としてホテル・アパート等の民間宿泊施設を確保していた。この場合、補助対象となるか。 | 今回、支援対象としているのは新型コロナウイルス感染症患者等の対応をした医療従事者のために確保等を行った場合が対象です。 その他の医療従事者の宿泊を想定している場合には対象とはなりません。 |
| 87 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | 職員が個人でホテルに宿泊した場合（職員本人が立て替え、後から病院が補填する場合も含む。）、補助対象となるか。 | 医療機関が確保等をした場合を対象としているため対象とはなりません。 |
| 88 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | 病院所有の宿泊が可能な施設がある場合（職員寮を含む。）、補助対象となるか。 | 病院所有の宿泊施設については、補助対象とはなりません。 |
| 89 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | 「医療従事者」には、どのような職種が含まれるのか。 | 新型コロナウイルス感染症患者の診察や治療などに直接携わる職員であれば、医師や看護師以外も対象になります。 |
| 90 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | 患者発生時の為に予め宿泊先を借り上げた場合、実際に医療従事者が宿泊していない期間についても本事業の補助対象になるか。 | 補助対象となります。 |
| 91 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | 診療所が患者等の診察に携わった場合については、本事業の補助対象にならないのか。 | 補助対象とはなりません。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|--|--|
| 92 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | アパートを複数年契約し、宿泊施設として申請する場合、どのように補助額を算定すればよいか。 | 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間が補助対象となりますので、この期間で按分した額で申請してください。 |
| 93 | 5 医療従事者宿泊先確保支援事業 | フェーズ2から病床を確保している場合、フェーズ1で病床を確保していない期間も補助対象となるか。 | 確保依頼がなく、コロナ入院患者の対応をしていない期間については補助対象とはなりません。 |
| 94 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 対象経費の機器を整備する場合は、どれでも補助を受けられるのか。 | 「入院医療機関」「帰国者・接触者外来及び発熱外来」「重点医療機関」で、それぞれ補助対象となる機器が異なります。 |
| 95 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 設備の設置に係る費用（工事費等）や設備の使用に係る費用（光熱水費等）も、本事業の補助の対象になるか。 | 設備の設置に当たっての工事費等については、対象経費のうちに含まれると考えられます。ランニングコストである光熱水費は対象外です。 |
| 96 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 整備する医療機器の納品はいつまでに行えばよいか。また、令和3年度に発注した場合も補助対象になるか。 | 対象となるのは令和4年9月30日までに発注及び納品される設備です。よって、令和3年度に発注した設備は対象外です。検品の日数を見越して余裕をもって納品されるよう実施してください。 |
| 97 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象になるのか。 | 新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象になります。なお、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関が整備する簡易診療室及び付帯する備品についても同様の取扱いとなります。 |
| 98 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 移動式の検査車両は、対象経費の(5)簡易病室、(9)簡易診療室に含まれるか。 | 簡易病室・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療又は外来診療を提供する病室をいうため、この趣旨に合致すれば、検査車両も簡易病室・簡易診療室に含まれます。 |
| 99 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 対象経費の(1)初度設備費とは、どのような経費か。 | 新型コロナウイルス感染症患者用の病床の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品）及び備品購入費です。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------|--|--|
| 100 | 6 医療機関設備整備補助事業 | (1)初度設備費について、令和3年度に確保していた病床分も補助対象となるか。 (例：令和3年度 10床、令和4年度新たに10床確保している場合 20床分申請してよいか) | 令和4年度に新たに確保した病床が対象となります。例示の場合、10床分が補助対象となります。 |
| 101 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 設備の整備にあたり、リースや購入方法の制限（入札を行わなければならない等）はあるか。 | 特に制限は設けておりません。 |
| 102 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのか。 | 交付要綱第8条に基づき、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、知事の承認が必要となります。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反しているわけではないので、知事の承認を受けずに廃棄することが可能です。いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくこととなります。 |
| 103 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのか。 | 上記のとおり、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースで対応すべきと考えております。その上で、購入によらざるを得ず、交付の目的を達成したもものとして廃棄することが適切な場合は、廃棄に係る経費は補助対象となります。 |
| 104 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 実施要綱の6医療機関設備補助事業「5補助基準額」について、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすることとあるが、高額な医療機器とはどのような基準か。 | 県として高額の基準については設けておりません。コロナ感染患者に対応するため緊急的に整備することを前提とした上で、リースもしくは購入をご検討ください。 |
| 105 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者以外にも活用してよいか。 | 目的外使用となるため、新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者以外への使用はできません。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----------------|--|---|
| 106 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 既に購入した設備についても補助対象となるか。 | 現状、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに発注及び納品となる設備等が補助対象となりますので、交付決定前に購入していただいても構いませんが、交付決定前に整備した全ての設備が必ずしも補助対象となるとは限らないということについてご注意ください。 |
| 107 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 令和4年度に納品されていれば、令和3年度に発注していても補助対象となるか。 | 上記のとおり、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに発注及び納品となる設備等が補助対象となりますので、令和3年度に発注していた設備は補助対象外になります。 |
| 108 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 「COVID-19診療の手引き」等にも紹介されているネーザルハイフローに係る機器について、人工呼吸器という扱いで補助対象としてよいか。 | (2)人工呼吸器及び付帯する備品として補助対象となります。ただし、診療に当たっては、「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」をよく参照してください。 |
| 109 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 令和3年度に整備した設備について、令和4年度も申請可能か。 | 令和3年度に整備してなお、同じ設備を令和4年度にも追加で整備が必要な場合は、申請することは可能です。 |
| 110 | 6 医療機関設備整備補助事業 | (2)人工呼吸器及び付帯する備品、(4)体外式膜型人工肺及び付帯する備品、(5)簡易病室及び付帯する備品、(9)簡易診療室及び付帯する備品について、「付帯する備品」のみの申請は可能か。 | 「付帯する備品」のみの購入は補助対象となりません。 |
| 111 | 6 医療機関設備整備補助事業 | (17)個人防護具にはどのようなものが含まれるのか。 | 個人防護具は、マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドが該当します。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------|---|---|
| 112 | 6 医療機関設備整備補助事業 | (17)個人防護具の患者一人あたりの単価はどのように積算したらよいか。 | <p>単価の積算にあたっては、患者受入人数に必要な個人防護具の各品目の総額を基礎に、患者一人あたりの単価を算出する等により積算してください。</p> <p>例：個人防護具総額：1,200,000円÷患者受入人数：1,000人 ＝患者一人あたり：1,200円</p> <p>なお、申請や実績報告にあたっては、購入品目の単価や経費の内訳等が分かる書類が必要となりますので、あらかじめご注意ください。</p> |
| 113 | 6 医療機関設備整備補助事業 | (17)個人防護具について、「患者人数」とは具体的に何を指しているのか。 | <p>《入院医療機関》 G-M I S「入院中の新型コロナウイルス感染症患者数」欄の「うち新規入院」に記入した人数と、協力医療機関として県から指定を受けている疑い病床に入院した疑い患者数の合計です。</p> <p>《帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関》 G-M I S「新型コロナウイルス感染疑い患者用外来の設置および検査状況」欄の「開設時間内における発熱患者等の数」に記入した人数の合計です。</p> |
| 114 | 6 医療機関設備整備補助事業 | 「入院医療機関」かつ「帰国者・接触者外来又は発熱外来設置医療機関」の場合、(17)個人防護具はどのように申請すればよいか。 | 入院患者に対応するために使用する個人防護具は「入院医療機関」分、外来患者に対応するために使用する個人防護具は「帰国者・接触者外来設置医療機関/発熱外来設置医療機関」分にそれぞれ分けて申請することも可能です。 |
| 115 | 6 医療機関設備整備補助事業 | (17)個人防護具の申請に「写真」は必要か。 | 令和4年度申請から消耗品（個人防護具等）に限り写真の提出は不要としました。 |
| 116 | 7 入院医療機関等消毒補助事業 | 病床等の消毒の契約を令和4年4月1日以前に行った場合でも、消毒の実施日が実施期間内であれば補助の対象になるか。 | 契約日が令和4年4月1日以降のものが対象です。 |

| No. | 事業名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|
| 117 | 7 入院医療機関等消毒補助事業 | 病院職員等が自前で消毒した場合も対象となるか。 | 専門の業者に委託した場合のみ対象となります。 |
| 118 | 8 感染症検査機関等設備整備事業 | 補助条件(1)ア及び(2)イについて、どのような検査体制を確保すればよいのか。 | 感染拡大の際に、休日・時間外のため検査ができないといった事態がないよう、適切な検査体制を確保していただくことを依頼する趣旨となります。 |
| 119 | 8 感染症検査機関等設備整備事業 | 機器をリースした場合でも、補助を受けられるのか。 | 補助対象となります。 |
| 120 | 8 感染症検査機関等設備整備事業 | 検査装置に付帯する備品は補助対象になるのか。 | 検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品は補助対象となります。 |
| 121 | 8 感染症検査機関等設備整備事業 | これまで検査を実施しておらず、今回の機器導入により新たに検査を実施する場合、県等と契約を締結する必要はあるのか。 | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく行政検査の委託契約」の締結が必要となります。 |
| 122 | 8 感染症検査機関等設備整備事業 | 検査と一体で利用する備品のみの申請は可能か。 | 検査と一体で利用する備品のみの購入は補助の対象となりません。 |
| 123 | 8 感染症検査機関等設備整備事業 | 整備する検査機器の納品が年度末頃になるが問題ないか。 | 現状、対象となるのは令和4年4月1日から令和4年9月30日までに発注及び納品される設備です。検品の日数を見越して余裕をもって納品されるよう実施してください。 |
| 124 | 10 外国人患者受入体制確保事業 | 入院医療機関のほかに、帰国者・接触者外来及び発熱外来についても補助の対象となるか。 | 本事業は外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の確保を目的としているため、外国人患者の外来のみを行う医療機関は補助の対象とはなりません。 |
| 125 | 10 外国人患者受入体制確保事業 | 対象期間内であれば、複数回の申請が可能か。 | 申請は各施設で1回のみです。 |
| 126 | 10 外国人患者受入体制確保事業 | 令和3年度に一度申請したが、令和4年度も申請可能か。 | 令和3年度に補助を受けた医療機関は令和4年度の補助の対象とはなりません。 |
| 127 | 10 外国人患者受入体制確保事業 | 従前から勤務している者の人件費は対象外とあるが、以前より通訳者を単年度契約によって雇用しており、令和4年度においても同一の人物に再度雇用契約を行う場合、当該人件費は対象となるか。 | 「従前から勤務している者」は雇用形態により除外されるものではないため、単年度契約で雇用している者も「従前から勤務している者」に該当し、補助対象とはなりません。 |